

## 戦略的ビジネスパートナー獲得支援助成金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 この要綱は、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的及び事業の実施にあたり、県内外の優れた技術力を有する企業、試験研究機関等と関係構築を深め、技術力強化並びに新たな取引の開始や拡大を図るための取組を支援するため交付する戦略的ビジネスパートナー獲得支援助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 助成金の交付に関しては、島根県補助金等交付規則（昭和32年規則代32号）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱において「企業等」とは、県内に事業所を有する製造業分野に取り組む中小企業又は組合をいう。

### (対象事業)

- 第3条 企業等が県内外企業、試験研究機関等への派遣研修又は派遣研究を実施する取り組みや、県内外企業から技術指導の受入れを実施する取り組みであって、次の各号のすべてに該当する事業を対象とする。
- (1) 当該企業等にとって新分野進出、または技術力強化が見込まれる事業であること
  - (2) 優れた経営資源、技術資源を持つ県内外企業や試験研究機関等への派遣、又は県内外企業からの技術指導の受入れ（以下「派遣等」という。）であり、事業終了後に新たな取引の開始や拡大が見込まれる事業であること
  - (3) 概ね1ヶ月以上の県内外企業への派遣（以下「派遣型」という。）、年間30日程度の技術指導の受入れ（以下「受入型」という。）、又は試験研究機関等への年間30日程度の研究・開発への参画のための派遣（以下「共同研究型」という。）に係る事業であること
  - (4) 事業終了後、県内において事業展開する計画であること
- 2 ただし、以下に掲げるものは対象外とする。
- (1) 以前採択された事業と同一の内容の事業
  - (2) 本助成期間内において、県等他の団体が助成する事業
  - (3) 本助成金の採択を受けた企業等が実施する事業（ただし、採択された事業が完了し、助成金の額の確定通知を受けたものを除く。）
  - (4) 本助成金について同一年度中に2事業以上の採択を受けた企業等が実施する事業

(助成金の交付対象)

第4条 助成金は、企業等が行う事業に必要な経費であって、別表に掲げる経費のうち代表理事副理事長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で交付する。

(助成期間)

第5条 助成期間は、原則として交付決定日以降の事業開始の日から1年間とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 代表理事副理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、別に定める審査委員会による審査を経て適当と認めた事業(以下「助成事業」という。)について、助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知を行うものとする。

(交付の決定の取消等)

第8条 代表理事副理事長は、助成事業を行う企業等(以下「助成事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当したときは、当該助成金の全部又は一部を取り消す場合がある。

- (1) 助成金の交付後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。
- (2) 助成金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 助成事業に関し、法令等に基づく処分若しくは命令に違反したとき。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額が確定した後においても適用する。

(助成金の交付の条件)

第9条 代表理事副理事長は、助成事業者に対し、助成金の交付の目的を達成するため次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成事業者は、助成事業による派遣等が完了したときは、当該派遣等による成果の公表等について代表理事副理事長の指示に従うこと。
- (2) 助成事業者は、助成事業の実施結果の事業化に努めるとともに、助成事業終了後5年間、代表理事副理事長が別に定める日までに事業化の状況を事業化状況報告書(様式第3号)により代表理事副理事長に報告すること。また、助成事業に関係する調査等に協力をしなければならない。

(助成金の請求)

第10条 助成事業者は、助成事業終了後、助成金請求書（様式第4号）により代表理事副理事長に助成金を請求するものとする。

(決定内容の変更等)

第11条 助成事業者は、次の第1号または第2号のいずれかに該当する場合には速やかに助成事業変更承認申請書（様式第5号）を、第3号に該当する場合には変更届出書（様式第6号）を代表理事副理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容を著しく変更するとき。
- (2) 助成事業を中止又は廃止するとき。
- (3) 社名変更や代表者を変更したときなど、助成事業の主たる内容を変更しない程度の軽微な事項を変更するとき。

2 代表理事副理事長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、審査を行い助成事業変更決定通知書（様式第7号）により助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の遂行状況報告)

第12条 助成事業者は、助成事業の遂行状況を事業報告書（様式第8号）により、毎月10日までに代表理事副理事長に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、当該助成事業完了後15日以内に助成事業実績報告書（様式第9号）を代表理事副理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第14条 代表理事副理事長は、前条の報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、適正と認めたときは交付すべき助成金の額を確定し助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第15条 代表理事副理事長が、第8条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、財団の定める期限内に助成事業者は返還するものとする。

2 助成事業者は、交付される助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、財団の定める期限内に返還するものとする。

(加算金及び遅延金)

第16条 助成事業者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を行う場合は、その返還を行う助成金の最後の受領の日から助成金返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既に返還した額を控除し

た額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に支払うものとする。

- 2 助成事業者は、財団が指定する期限内に支払わなかったときは、期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その未払額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延金を財団に支払うものとする。
- 3 代表理事副理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前2項に規定する加算金又は遅延金の全部又は一部の支払いを求めないものとする。

(書類の整理、保存)

第17条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、助成事業終了後5年間保存しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 別表中「助成率等」に係る改正後の規定は、平成25年4月1日以降に行う交付申請について適用し、同日前に行った交付申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

(別表)

戦略的ビジネスパートナー獲得支援事業		
費目	内容	助成率等
派遣型のみ対象	賃金	助成対象経費の2分の1以内 (助成金の限度額は、1件あたり200万円とする。)
	生活支度費	
	代替従業員人件費 ※従業員100名以下の企業のみ対象	
共通	家賃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「派遣型」「共同研究型」…従業員が派遣されている間の家賃、契約金等</li> <li>・「受入型」…技術指導者の家賃、契約金等</li> </ul>
	教材費	派遣研修、派遣研究の際に必要な教材に係る費用。
	研修・研究材料費	研修・研究の際に必要な材料に係る費用。
	技術指導費	専門家による指導に対する謝金等。 (専門家1人あたり日額3万円を助成の上限とする。)
	旅費	専門家の受入、従業員の派遣等の際に生ずる旅費等。
	その他副理事長が特に必要と認める経費	